

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 六 月 三 十 日

目 次

規 則

岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) ^{ページ}
 岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (同) 一

規 則

岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十五号

岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の勤務時間に関する規則(昭和三十年岐阜県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「育児、介護等に関する特別な事情がある職員」を「勤務時間及び休憩時間を別に定めることを請求した職員(公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十六号

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 所属長は、勤務時間の割振りを別に定めることを請求した会計年度任用職員について、公務の運営に支障がないと認められるときは、前条第二項の規定にかかわらず、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社